

2024年1月22日

横須賀市長 上地 克明殿

特別参与 中野愛一郎殿

弁護士 呉 東 正 彦



要請書

重要土地利用規制法につき、内閣府から、横須賀市内の土地についても、区域指定の打診があり、1月31日までに意見を求められているとのことですが、この法律は、区域指定がなされてしまうと、市民活動及び経済的活動に深刻な悪影響を及ぼすものであるため、内閣府に対しては、以下のとおりの意見を出して頂くよう、強く求めます。

1、特別注視区域指定について — 武山 長井・横須賀海軍施設

取引届け出の強制と、いつ中止勧告命令がくるか分からないから、取引の安全が害され、不動産を購入する客（特に外資）が逃げてしまって、経済活動に影響があり、地価が下がるから、西部地域の中心市街地につき、指定させない意見を出すべきである。

2、注視区域指定について — 田浦一本庁、久里浜通信学校・GNF

注視区域であることは売買契約、賃貸契約の重要事項説明書に記載せねばならないはず（このことについても国に確認されたい。）だから、特別注視区域と同様に、いつ中止勧告命令がくるか分からないことが取引の相手方にも明示されるため、取引の安全が害され、不動産を購入する客（特に外資）が逃げてしまって経済活動に影響があり、地価が下がるから、特に田浦から本庁と久里浜の中心市街地につき、指定させない意見を出すべきである。

3、特別注視区域・注視区域共通

- (1) 何が機能阻害行為なのかが明らかでないから、拡大解釈のおそれがあるので、基本方針にも思想、集会、表現の自由と権利を不当に侵害することのないよう明記されているとおり、そのようなことのないよう、はっきりとした定義、注視区域内の基地の監視活動、集会活動が調査の対象、中止勧告命令のおそれはないのか確認を求めてほしい。
- (2) 第22条の自治体への協力が拡大解釈のおそれがあるので、現在、戦後一貫して基地反対集会に使用している注視区域内の市の公園等の施設について、今後基地機能阻害を理由に使用をさせないよう国からの協力要請がなされ、使用許可を出さなくなるといった事態が発生することのないよう、そのような内容は協力に含まれないことの確認、協力に応じるかは任意で自治体の判断によることの確認を、国に対して行うよう求める。

横市国第 51 号
令和 6 年 1 月 25 日

内閣府政策統括官（重要土地担当） 様

横須賀市長 上地 克明
(公印省略)

重要施設周辺及び国境離島等における土地等の利用状況の調査及び利用の規制等に関する法律第 5 条第 1 項に基づく注視区域及び同法第 12 条に基づく特別注視区域の指定（案）について（回答）

令和 5 年 12 月 26 日付、府政士第 536 号をもちまして通知のありました標記について、下記事項について意見いたしたく回答をいたします。

記

1. 特別注視区域の指定に係る意見

特定重要施設の指定要件である指揮中枢・司令部機能を有する逸見庁舎、船越庁舎及び横須賀海軍施設の周囲が、今回の案では「特別注視区域」ではなく、「注視区域」とされているのは何故でしょうか。

その一方で、武山高射教育訓練場及び横須賀海軍施設（長井通信施設）の周囲は、特定重要施設として「特別注視区域」とされています。

基本方針では「特別注視区域」に指定しない要件として「施設の周囲に指定される注視区域の面積の大部分が人口集中地区であること」が示されていますが、仮にこの要件により、逸見庁舎などの周囲が「特別注視区域」ではなく「注視区域」にあたるとした場合、横須賀市内の大部分が人口集中地区であることから、同じ市内にある武山高射教育訓練場及び横須賀海軍施設（長井通信施設）の周囲も「注視区域」として指定することが適切ではないでしょうか。

2. 注視区域等の指定に係る住民への周知・説明

従前より、注視区域及び特別注視区域の指定に係る住民への周知・説明は、国が責任をもって対応するものと説明を受けているところです。したがって、横須賀市内における注視区域及び特別注視区域の指定は、4 か所の予定であります。当該箇所近傍住民への周知・説明は、国が責任をもって行うべきと考えます。特に、特別注視区域が指定される場合、近傍の住民及び不動産事業者への理解が不可欠であり、説明の実施をお願いしたい。